（電磁的方法による保存）

第十三条　法第六十一条の七に規定する記録は、前条第一項の表の第二欄に掲げる記録事項について、それぞれ同表の第三欄に掲げるところに従って、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第三十八条第一項及び第五十一条において同じ。）により記録することにより作成し、保存することができる。

２　前項の規定による保存をする場合には、同項の記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして、前条第一項の表の第四欄に掲げる期間保存しておかなければならない。

３　第一項の規定による保存をする場合には、原子力規制委員会が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（計量管理規定）

第十四条　法第六十一条の八第一項の規定により計量管理規定の認可を受けようとする者は、工場又は事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項について、計量管理規定を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

区分	事項
核燃料物質の使用（使用済燃料貯蔵事業者による貯蔵及び廃棄事業者による廃棄を含む。）を行う場合（非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合を除く。）	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　主要測定点の設定及び当該主要測定点に付する符号に関すること。 四　核燃料物質をバッチに区分する方法及び当該方法により区分したバッチの符号の付し方に関すること。 五　バッチに区分した核燃料物質の組成、形状等を表す略号に関すること。 六　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 七　前号に掲げる場合のほか、核的生成、核的損耗、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 八　実在庫量の確認の方法に関すること。 九　主要測定点における核燃料物質の測定の方法及び測定機器の管理に関すること。 十　核燃料物質の在庫変動量、受払間差異、リバッチングの量、実在庫量、在庫差又は試料の採取及び分析に係る量を種類別に記録する場合の供給当事国に関する事項を記載する方法に関すること。 十一　核燃料物質を混合することにより供給当事国ごとの数量の内訳の変更が生じた場合の記録の方法に関すること。 十二　前二号に定めるもののほか、核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 十三　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
非原子力利用国際規制物資輸出入者以外の非原子力利用国際規制物資使用者が核燃料物質の使用を行う場合	一　核燃料物質の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　核燃料物質計量管理区域の設定及び当該核燃料物質計量管理区域に付する符号に関すること。 三　核燃料物質の核燃料物質計量管理区域への受入れ、核燃料物質計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 四　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により核燃料物質に増加又は減少が生じた場合の当該核燃料物質の計量及び管理に関すること。 五　核燃料物質の計量及び管理に関する記録に関すること。 六　その他核燃料物質の計量及び管理に関し必要な事項
国際規制物資（核燃料物質を除く。以下この表において同じ。）の使用を行う場合	一　国際規制物資の計量及び管理を行う者の職務並びに組織に関すること。 二　国際規制物資計量管理区域の設定及び当該国際規制物資計量管理区域に付する符号に関すること。 三　設備を同定する方法及び当該方法により同定した設備の符号の付し方に関すること。 四　国際規制物資の国際規制物資計量管理区域への受入れ、国際規制物資計量管理区域からの払出し又は廃棄が行われた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 五　前号に掲げる場合のほか、消費、事故損失等により国際規制物資に増加又は減少が生じた場合の当該国際規制物資の計量及び管理に関すること。 六　国際規制物資の計量及び管理に関する記録に関すること。 七　その他国際規制物資の計量及び管理に関し必要な事項

（保障措置検査）

第十五条　保障措置検査は、次に掲げる者について、保障措置協定第三十九条に規定する補助取極の定めるところに従い、次項各号に掲げる検査を行うことにより実施する。

一　加工事業者
二　試験研究用等原子炉設置者
三　発電用原子炉設置者
四　使用済燃料貯蔵事業者
五　再処理事業者
六　廃棄事業者
七　使用者
八　原子力利用国際規制物資使用者
九　非原子力利用国際規制物資輸出入者

２　法第六十一条の八の二第二項に規定する原子力規制委員会規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　事務所又は工場若しくは事業所への立入り
二　帳簿検査
三　員数検査
四　機器検査
五　非破壊検査
六　試料提出
七　封印監視